

関係団体に対する規制緩和等アンケート結果（平成28年度）

この度、団体・企業等から、規制の廃止・緩和、行政手続の簡素化等について、県民の利便性の向上や事業活動の活性化の観点から、貴重なご意見をいただきました。

今回のアンケートは、「県の条例や規則に基づく規制の緩和、行政手続の簡素化等」に関する内容を対象としているため、法令等による国の規制や県以外の機関等に対する要望などについて一部回答できない部分がありますので、ご理解願います。

（一社）茨城県経営者協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○中小企業向け金融支援の強化、拡充</p> <p>「平成27年9月関東・東北豪雨災害緊急対策融資」などの災害対策融資をタイムリーに利用できるよう、迅速に制度融資を設け、相談窓口の強化が必要と考えます。</p> <p>また、事業復旧に資する運転資金などは、認定書を不要とし地域要件のみで対象とするなど、タイムリーな資金供給に努めていただきたい。（認定書取得に期間を要したなどの声が寄せられた）</p> <p>また、被災者の金融支援として、全対象者に対し保証料率の全額補助、利息補助期間を3年から引き上げるなどの弾力的な運用をご検討いただきたい。</p>	<p>・担当課：産業政策課</p> <p>災害対策融資については、発災後の速やかな運用開始とともに、金融機関や商工団体等への周知や連携を図るほか、県等の相談窓口における制度の案内に努めてまいります。</p> <p>また、災害対策融資については、被災中小企業者の資金繰りを支援するため、他の制度に比して有利な融資制度となっていることから、利用する事業者が災害により影響を受けたことを確認する必要があるため、罹災証明書等や災害の影響により一定の売上げ減少等があったことについての市町村長の認定を必要としています。</p> <p>なお、保証料補助や利子補給の運用につきましては、被災状況や過去の災害時における実施状況なども勘案しながら、柔軟に対応するよう努めてまいります。</p>
<p>さらに、「被災者生活再建支援制度」の適用要件や支援支給額の拡充を図っていただきたいと考えます。（被災企業従業員支援のため）</p>	<p>・担当課：防災・危機管理課</p> <p>被災者生活再建支援法による適用要件については、同一災害の被災者が等しく支援を受けられるよう、要件を緩和することが必要であり、また、支援金の支給額については、近年における住宅建設費用等の増加を踏まえて、額を引き上げることが必要であると考えております。</p> <p>このため、県としましては、引き続き、国に対して制度の改正を要望してまいります。</p>

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○工業用水使用料の低減</p> <p>本県の工業用水使用料は、総じて近隣他県と比較し割高感が拭えません。各事業区域の使用水量を精査し、従量料金制導入時の適正料金をシュミレーションするなど、工業用水使用料低減への取組みをお願いします。</p>	<p>・担当課：企業局業務課</p> <p>工業用水道事業の料金については、3年ごとに見直すこととしており、昨年度に見直しを行った結果、収支が改善される見通しとなったこと等から、一部事業を除いて、平成28年度から料金を引き下げることといたしました。</p> <p>使用水量に応じて料金を負担する従量料金制につきましても、本県では使用水量の多寡に関係のない減価償却費や支払利息等の固定的経費が大部分を占めているため、大きな削減効果は期待できないものと考えております。</p> <p>今後とも、引き続き、支払利息や維持管理費の削減、施設の長寿命化等により更なる経営改善を図り、料金の低減に努めてまいります。</p>
<p>○環境経営に関する支援</p> <p>エネルギー・温暖化対策に関する支援制度は、国・県・市町村がそれぞれ実施していることから、「申請の窓口が分かりにくい、必要なアドバイスを受けられない」との意見が多いことから、節電、省エネに積極的に取り組む県内企業に対し、現行の支援制度の分かり易い広報周知を要望します。</p>	<p>・担当課：環境政策課</p> <p>支援制度について、お電話やメールでのお問合せに迅速かつ丁寧に対応するとともに、国や市町村等が実施するものにつきましても、詳細な事業内容や公募期間について誤認がないよう窓口をご案内し、実施機関にお問合せくださいますようお願いしております。</p> <p>今回の意見を受けて、他の実施機関と調整を図りながら、県環境政策課HPなどでのより分かり易い支援制度の広報・周知方法などを検討してまいります。</p>

(一社) 茨城県産業廃棄物協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○「茨城県廃棄物の処理の適正化に関する条例」第7条の規定に基づく、県外から産業廃棄物を搬入して処理する場合に必要な事前協議制度の廃止あるいは規制緩和を図っていただきたい。</p> <p>（詳細内容）</p> <p>条例及び「茨城県県外から搬入する産業廃棄物の処理に係る事前協議実施要項」により、県外から産業廃棄物を搬入して処理する場合は、排出事業者は県に事前に協議することとなっている。</p> <p>当該制度については、関東近県では本県と千葉県がほとんど全ての産業廃棄物について適用していたが、千葉県では、平成25年度からは、栃木県同様、最終処分に係る産業廃棄物についてのみ事前協議を行うことになった。このため、関東近県で、ほとんどすべての産業廃棄物の処理について事前協議を行う義務があるのは本県のみとなっている。</p> <p>本県では、当協会からの要望により、処理期間の短縮や代理協議者の認定など改善は図られているが、県外産業廃棄物の適正処理の迅速化を図るため、協会としては、事前協議制度そのものを廃止するか、又は県外排出事業者が県内において自ら処理する場合と同様、届出制にするなどの規制緩和をしていただきたい。</p>	<p>・担当課：廃棄物対策課</p> <p>事前協議の廃止については、事前協議は廃棄物の搬入を制限するものではなく不適正処理の防止を目的としており、廃止した場合、適正処理の確保が困難になるおそれがあることや、隣接県においても事前協議制度を導入していることを考慮すると、現時点で廃止は考えにくいところです。</p> <p>事前協議の規制緩和については、平成21年4月に「電子マニフェストの使用による場合の事前協議の省略」及び「事前協議の有効期間の3年から5年への延長（但し最終処分場で直接処分する場合については3年間のまま）」、平成23年4月に「事前協議の手続きを排出事業者だけでなく県内の処分業者でも行える」、「処分業者が優良認定業者の場合は協議不要」などの規制緩和を図ってきています。</p> <p>今後については廃棄物の適正処理を第一として、引き続き規制緩和について検討してまいります。</p>

(公社) 茨城県宅地建物取引業協会

団体・企業からの意見	規制等所管課での対応（方針）
<p>○都市計画法第34条第1号（日常生活のため必要な物品の販売の店舗等）の運用基準</p> <p>（詳細内容）</p> <p>上記基準について水戸市では建物の賃貸借が認められているが、茨城県では、まだ認められていないため、賃貸借することができなくて、空き家店舗になっている建物が多くある。</p> <p>水戸市では、建物の賃貸借が認められてから、空き家店舗数が減少している。</p> <p>以上のことを踏まえて、茨城県でも都市計画法第34条第1号の申請について、建築物の賃貸借を認めて下さい。</p>	<p>・担当課：建築指導課</p> <p>本県の34条第1号の運用においては、対象を自己の業務の用に供するものとしているところです。賃貸借による運用を認めた場合、貸店舗という非自己用の業態を許容することにもつながることから、法第34条の趣旨を鑑みて許可の対象とはしておりません。</p> <p>市街化を抑制すべき市街化調整区域での例外的な許可の運用であることから、ご理解をお願い致します。</p>